

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成9年6月1日にB法人から勤続30年の表彰を受けているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A法人に昭和42年4月1日から申立期間を含め46年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、B法人から提出のあった社内履歴により、申立人は、A法人に昭和42年4月1日から43年3月31日まで勤務し、その後、同年4月1日からC法人に勤務していたことが確認できる。

さらに、B法人は、申立人に係る資格喪失日を昭和43年4月1日とすべきところ、誤って同年3月31日と届け出たことを認めた上で、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料は控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日を昭和43年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、育児休業期間である申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 16 万円となっているが、34 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額について、当初 16 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月に、事業主が申立期間に係る報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、34 万円に訂正されている。しかし、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされている。

また、オンライン記録により、申立期間は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間（育児休業開始月：平成 19 年 7 月）となっていることが確認できる。

一方、育児休業期間における標準報酬月額については、平成 7 年 4 月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年 3 月 29 日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること。」と定められており、事業主から厚生年金保険法第 81 条の 2 に定める保険料免除の申出があった以上は、申立期間に係る標準報酬月額

については、当該通知に基づき決定されるべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、上記通知に基づき、申立人に係る育児休業開始直前の平成 19 年 6 月のオンライン記録から、34 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、成立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者記録が無いのは、納得できないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、申立人は、申立期間の最終日である昭和 50 年 3 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

そして、厚生年金保険の手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、A社における資格取得日を昭和 50 年 3 月 1 日として、同年 3 月 26 日に払い出しされていることが確認できる。また、同社が保有するB厚生年金基金加入員に係る台帳によると、申立人は、厚生年金保険と一緒に加入すべき厚生年金基金についても、同年 3 月 1 日に加入員資格を取得していることが確認できる。このため、申立人の厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は認められない。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないと回答している。

そこで、A社における申立人の申立期間の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について、申立期間当時の申立人の上司、同僚等に確認するために、調査を始めたところ、申立人から、上司、同僚等の調査を含めて、これ以上の調査をしないでほしい旨の申出があったため、これら上司、同僚等から、申立人の同社における申立期間に係る勤務等に

ついて確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同法人は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。賃金台帳を提出するので、年金計算の基礎となる期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA法人に係る被保険者記録について、同法人が平成 25 年 2 月 26 日付けで申立人の同法人における資格取得日を 20 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正する旨を届け出たが、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文に該当するとされており、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間となっている。

そして、雇用保険の加入記録及びA法人が保管する人事記録等により、申立人が申立期間において同法人に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A法人から提出のあった申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。また、同法人は、申立人については、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。